

公告第46号

令和6年度における制限付一般競争入札（総合評価方式）を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6第1項の規定により、各工事の入札に共通する資格及び事項を公告する。

なお、次に掲げるもののほか、各工事の入札に係る個別事項については、工事ごとに行う公告（以下「個別公告」という。）において規定するものとする。

令和6年4月10日

郡山市長 品川 萬里

第1 入札に参加する者に必要な資格

入札に参加する者に必要な資格は、次の各項に掲げるとおりとする。

- 1 施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- 2 郡山市工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱（平成13年4月24日制定。以下「指名停止要綱」という。）に基づく指名停止期間中の者（開札日までに指名停止等の要件に該当することとなった者を含む。）でないこと。
- 3 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、更生手続開始又は再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続開始又は再生手続開始の申立てがなされた者であっても、更生手続終結又は再生手続終結の決定を受けた者については、当該更生手続開始又は再生手続開始の申立てがなされなかったものとみなす。
- 4 建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の23に規定する経営事項審査（以下「経営事項審査」という。）の有効期限が切れていない経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書（以下「通知書」という。）を有する者であること。
なお、開札日までに経営事項審査の有効期限が切れる場合は、有効期限日までに発行された更新後の通知書を、郡山市制限付一般競争入札実施要綱（平成9年3月31日制定）第5条に規定する入札参加申請書（以下「申請書」という。）と併せて提出しなければならない。通知書が提出されないとき又は更新後の通知書の発行日が更新前の有効期限の満了日の翌日以降である場合は、入札に参加することができないものとする。
- 5 入札参加形態が特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）の場合、共同企業体の構成員の組合せは、個別公告に定める入札参加資格要件の構成員共通の資格要件を満たす者のうち、個別公告に定める代表構成員の資格要件を満たす者及びその他の構成員の資格要件を満たす者の組合せであること。
- 6 入札参加形態が共同企業体の場合、共同企業体の各構成員は、当該工事に係る他の共同企業体の構成員でないこと。
- 7 入札参加形態が共同企業体の場合、結成方法は、自主結成であること。

8 郡山市と令和6年度に契約した制限付一般競争入札における手持工事の件数又は請負金額が、申請書の提出日において、次の表1に掲げる者は参加することができない。また、令和5年度郡山市優良建設工事表彰を受けた者の手持工事の件数又は請負金額は、表2のとおりとする。ただし、個別公告に定める入札参加資格要件において、手持工事の件数又は請負金額による入札参加制限の対象外工事と定めている案件については、手持制限を超えている者も入札に参加できるものとする。また、当該対象外工事の工事実績は、今後郡山市が行う制限付一般競争入札における手持工事の件数又は請負金額による入札参加制限の対象外工事とし、含めないものとする。

なお、手持工事の件数又は請負金額には、郡山市に本店を有する者以外を構成員に含む共同企業体による工事の実績は含まない。ただし、郡山市に本店を有する者のみを構成員とする共同企業体による工事の実績は、件数には1件を加え、請負金額には構成員としての出資割合により按分した請負金額を含むものとする。

また、手持工事の件数又は請負金額には、開札までに他の工事の落札者及び落札予定者になった場合も含むものとする。

※ 「請負金額」とは、変更契約により金額が変更した場合においても、入札により決定した当初の落札金額を指すものとする。

表1

建築一式工事以外の等級	手持工事の件数又は請負金額
S等級	5件以上又は1億7千万円以上の者
A等級	4件以上又は8千万円以上の者
B等級及びC等級	3件以上又は4千万円以上の者

建築一式工事の等級	手持工事の件数又は請負金額
S等級	5件以上又は3億4千万円以上の者
A等級	4件以上又は1億7千万円以上の者
B等級及びC等級	3件以上又は8千万円以上の者

表2

建築一式工事以外の等級	令和5年度郡山市優良建設工事表彰を受けた者の手持工事の件数又は請負金額
S等級	6件以上又は2億円以上の者
A等級	5件以上又は1億1千万円以上の者
B等級及びC等級	4件以上又は7千万円以上の者

建築一式工事の等級	令和5年度郡山市優良建設工事表彰を受けた者の手持工事の件数又は請負金額
S等級	6件以上又は4億円以上の者
A等級	5件以上又は2億3千万円以上の者
B等級及びC等級	4件以上又は1億4千万円以上の者

第2 設計図書等の閲覧

入札参加を希望する者（以下「入札参加希望者」という。）は、設計図面及び仕様書等（以下「設

計図書等」という。)を情報公開システム(利用時間は、午前6時から午後11時まで)において閲覧することができる。

第3 入札参加の申込み

1 入札参加希望者は、設計図書等の内容を確認した後、この公告第1及び個別公告に定める入札に参加する者に必要な資格に掲げる資格基準について、電子入札システムにより、個別公告に定める入札参加申請期限までに申請書、入札参加資格確認資料及び総合評価技術評価点申請書(評価点算定資料も含む。)を市長に提出し、当該工事に係る入札参加資格の有無について確認を受けなければならない。

2 市長は、入札参加希望者の入札参加資格の有無を確認したときは、その結果を当該希望者に電子入札システムにより通知するものとする。

※ 入札参加資格確認資料の電子ファイルの容量(ファイルは複数添付可)が合計で3メガバイトを超える場合は、申請書に「紙提出」と記載したデータを添付の上、電子入札システムにより提出するものとする。

紙提出の入札参加資格確認資料については、個別公告に定める入札参加申請期限までに財務部契約検査課へ持参するものとする。

第4 設計図書等に対する質疑応答

1 設計図書等に対する質問がある場合は、個別公告に定める設計図書等に対する質問期限までに設計図書等質問書を電子入札システムにより提出するものとする。設計図書等質問書は、郡山市ウェブサイトからダウンロードすること。

2 質問に対する回答は、設計図書等回答書を電子入札システムで公開するとともに、財務部契約検査課において閲覧に供するものとする。

第5 総合評価の方法

1 総合評価の方法は、入札参加希望者が提出した工事成績等の各評価項目を点数化した得点の合計(特別簡易型は11点を上限とし、簡易型は15点を上限とする。以下「加算点」という。)に標準点である100点を加えた点数(以下「技術評価点」という。)を入札参加希望者の入札価格で除した数値(以下「評価値」という。)をもって行うものとする。ただし、入札書が無効である者については、評価値の算出は行わないものとする。

評価値＝技術評価点(標準点(100点)＋加算点)／入札価格

2 評価項目及び評価基準は、個別公告に定める別表「特別簡易型総合評価基準項目」又は「簡易型総合評価基準項目」によるものとする。

第6 入札保証金

郡山市契約規則(昭和40年郡山市規則第49号。以下「規則」という。)第27条第1項第4号により免除する。

なお、落札者が契約を締結しない場合(この公告第13第2項に掲げる要件により契約を締結しない場合を除く。以下同じ。)は、納付しないこととした入札保証金(入札金額の5%)と同額の金額を郡山市に納めること。

第7 入札書に入力する金額

落札決定に当たっては、入札書に入力された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に入力すること。

第8 入札の中止等

公正な入札の執行が妨げられると認められるときは、入札を中止し、若しくは延期し、又は入札方法について変更することがある。

なお、電子入札システム等にシステム障害等やむを得ない事情が生じた場合は、開札日時を延期し、又は紙による入札に変更することがある。

第9 入札の無効

開札日と同日に郡山市が行う同業種の制限付一般競争入札の開札において、先に落札者又は落札予定者となった者（共同企業体の構成員を含む。）のした入札は、無効とする。

また、この公告及び個別公告に示した入札参加者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに郡山市建設工事等入札参加者心得及び郡山市電子入札参加者心得において示す入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

第10 調査基準価格及び失格基準価格

当該工事は、郡山市建設工事総合評価方式試行要綱（平成20年10月17日制定。以下「総合評価方式要綱」という。）第5条第1項及び第6条第1項に基づき、調査基準価格及び失格基準価格を設定する。

第11 落札者の決定等

- 1 総合評価による評価値が最も高い者の入札価格が予定価格の範囲内で調査基準価格以上の場合は、落札者とする。
- 2 評価値が最も高い者の入札価格が予定価格の範囲内で調査基準価格を下回る場合には、当該入札が失格基準価格を下回るかどうかを確認するものとする。
- 3 前項の確認の結果、失格基準価格を下回る場合には、当該入札者を失格とし、順次、他の入札者のうち評価値が最も高い者（以下「次順位者」という。）について、前2項の規定に基づき確認するものとする。
- 4 第2項の確認の結果、失格基準価格以上の場合には、当該入札者（以下「調査対象者」という。）は、調査のための書類を市長に提出し、当該契約の内容に適合した履行がされるかどうかについて、調査を受けなければならない。

なお、市長は、必要があると認めるときは、調査のための書類の確認に加え、調査対象者からの事情聴取、関係機関への照会を行うものとする。

- 5 第1項及び第3項の評価値の最も高い者が2者以上あるときは、電子くじにより落札者又は確

認の対象者を決定するものとする。

- 6 調査のための書類は、調査対象者となった日の翌日から3日以内まで（当該期限が郡山市の休日（以下「市の休日」という。）を定める条例（平成2年郡山市条例第7号）第1条に規定する市の休日（以下「市の休日」という。）に当たるときは、その日以降で直近の市の休日でない日とする。）に市長に提出しなければならない。この場合において、提出期限までに調査のための書類を提出しないとき又は調査のために市長が行う指示に従わないときは、当該調査対象者の入札は無効とする。
- 7 調査対象者は、落札者とするかどうかを決定するまでの間、辞退することができる。
- 8 市長は、第4項の調査を行い、郡山市契約審査会規程（平成6年郡山市訓令第9号）第1条の規定により設置された郡山市契約審査会の審査の結果、当該契約の内容に適合した履行がされると認められるときは調査対象者を落札者と決定し、その結果を電子入札システムにより通知するものとする。
- 9 審査の結果、契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるときは、その者を落札者とせず、その結果を電子入札システムにより通知するとともに、次順位者を第1項から第5項までの規定に基づき確認するものとする。
- 10 入札回数は、原則として2回を限度とする。
なお、再度入札に係る入札書の提出日時等（原則として開札日と同日）については、電子入札システムにより通知するものとする。

第12 公表に関する事項

総合評価方式において、調査基準価格を下回った入札が行われた場合、当該入札者名を公表するものとする。

第13 契約締結

- 1 契約書又は電子契約書を作成すること。
- 2 落札決定から契約締結までの間に、落札者が、次のいずれかに該当したときは、契約を締結しないことがある。
 - (1) この公告第1に掲げる資格のうち、第1項又は第3項のいずれかの要件を満たさなくなったとき。
 - (2) 契約を締結する業種について、建設業法の規定に基づく建設業許可が有効期限切れ又は取消しとなったとき。
 - (3) 指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けたとき（指名停止等の要件に該当することとなったときを含む。）。
 - (4) 契約の履行が困難であると認められる事由が生じたとき。
- 3 前項の規定により契約を締結しなかった場合には、郡山市は一切の損害賠償の責めを負わないものとする。
- 4 契約保証については、規則の定めるところにより、契約書に付して提出すること。ただし、落札者が保険会社との間に郡山市を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、かつ落札者が当該保険証書を郡山市に提出した場合は、規則第8条第1項第2号により免除する。

第14 入札に関する注意事項

- 1 入札書には、くじ入力番号を入力すること。
- 2 その他必要な事項は、規則、郡山市制限付一般競争入札実施要綱、郡山市建設工事等に係る共同企業体取扱要綱（平成10年2月12日制定）、総合評価方式要綱、郡山市建設工事等電子入札実施要領（平成27年3月17日制定）、郡山市建設工事等入札参加者心得及び郡山市電子入札参加者心得による。

第15 その他

- 1 申請した配置予定技術者が正当な理由なしに配置できない場合は、指名停止要綱に基づく指名停止措置を行うことがある。
- 2 落札者の経営事項審査の有効期限が開札日から契約日までの間に切れるときは、有効期限日までに発行された更新後の通知書を、契約日までに提出しなければならない。通知書が提出されないとき又は更新後の通知書の発行日が更新前の有効期限の満了日の翌日以降である場合は、落札者とは契約を締結しない。なお、当該落札者には指名停止要綱に基づく指名停止措置を行うことがある。
- 3 落札者が契約を締結しない場合は、指名停止要綱に基づく指名停止措置を行うことがある。
- 4 その他不明な点については、郡山市財務部契約検査課工事契約係（電話 024-924-2601）まで問い合わせること。